

平成 27 年 4 月 17 日

報道関係者 各位

第 26 回介護福祉士国家試験において実技試験の免除が認められない者に免除をした事案に関するご報告とお詫び

平成 26 年 3 月に合格発表が行われた第 26 回介護福祉士国家試験において、法令上の実技試験免除の要件を満たさない受験者 6 名を実技試験免除者として取り扱い、筆記試験合格後、実技試験を受験していただくことなく合格とした事案があったことが判明しました。

当センターでは、本件事案を厚生労働省に報告するとともに、上記合格者 6 名に対する対応を協議し、今後、速やかに、ご本人の希望に応じ、試験センターの費用負担により、実技試験に相当する試験を受験又は介護技術講習に相当する講習会を受講していただくことにより、合格を有効とする取扱いとすることとしましたのでご報告します。

関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げますとともに、このようなことが二度と発生しないよう、事務処理体制の見直しと再発防止策の徹底を図ってまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

公益財団法人社会福祉振興・試験センター

業務第一部長 角田 宗広

業務第一部次長 浅見 忠

(直通電話)03(3486)7521

1. 概要

- 平成 26 年 1 月 26 日（筆記試験）及び同年 3 月 2 日（実技試験）に実施した第 26 回介護福祉士国家試験において、法令上、実技試験の免除の対象となっていない、
 - ・平成 20 年度以前に福祉系高等学校（専攻科を含む）に入学し、卒業した者
 - ・特例高等学校（専攻科を含む）を卒業し 9 カ月以上介護等の業務に従事した者（以下「旧福祉系高校ルート」という。）であって、介護技術講習を修了せず、実務者研修を修了した受験者 6 名に対し、実技試験免除者として取り扱い、筆記試験合格後、合否判定において国家試験に合格とした後、介護福祉士の登録を行いました。

（参考）

※ 介護福祉士国家試験は筆記試験と実技試験からなっており、実技試験は一定の要件を満たした場合に免除となるが、受験資格ルートごとに免除要件が異なっている。

- ・第 26 回介護福祉士国家試験の概要

実施日：平成 26 年 1 月 26 日（筆記試験）、同年 3 月 2 日（実技試験）

合格発表日：平成 26 年 3 月 27 日

受験者数：154,390 人 合格者数：99,689 人

- ・旧福祉系高校ルートと実務経験ルートの実技試験免除要件の違い

3 年以上介護等の業務に従事した者（以下「実務経験ルート」という。）の場合は、介護技術講習・実務者研修のいずれかを修了すれば実技試験が免除される。旧福祉系高校ルートは、介護技術講習を修了した場合に免除が認められる。

	実務経験ルート	旧福祉系高校ルート
介護技術講習修了による実技試験免除	○	○
実務者研修修了による実技試験免除	○	—

【介護技術講習】

介護福祉士養成施設等の設置者が行う講習で、介護等に関する専門的技術を修得したかについて評価が行われる。修了者は、介護技術講習修了後、引き続いて行われる次の 3 回の実技試験が免除される。

【実務者研修】

実務経験のみでは修得できない知識・技術を中心に構成した 450 時間の教育課程で、技術演習、評価項目、口頭試問等により網羅的に知識・技術の評価が行われる。実務経験ルートは、平成 28 年度より、3 年の実務経験に加え、実務者研修の修了が受験資格の要件となる。

2. 原因

発生原因は以下のとおりです。

- 受験申込者に配布している「受験の手引」において、今回のケースについて実技試験が免除にならないことが明確に記載されていませんでした。
- 実務者研修は、実務経験ルートで受験する者のみを対象としたものであり、旧福祉系高校ルートの受験申込者が受講していることはあり得ないという認識に基づき、受験申込受付事務を行っていました。
- 具体的には、受験資格審査に使用している電算システムにおいては、実務経験ルートの受験申込者に限定せず、実務者研修修了証明書等が受験申込書に添付されていれば、自動的に実技試験免除になるよう設定していました。

3. 対応

- 対象者6名については、直ちに合格の取消は行うこととせず、
 - ① 「第26回の筆記試験前日までに3年以上の介護等の業務に従事した実務経験」「平成23年～25年度の介護技術講習の修了」があるか確認し、該当する方は実技試験免除の資格を満たしているものとして取り扱うとともに、
 - ② ①の要件を満たさない方について、今後、速やかに、ご本人の希望に応じ、実技試験に相当する試験を受験又は介護技術講習に相当する講習会を受講していただき、当該試験に合格又は講習会を修了すれば、合格を有効とする取扱いとすることとします。
なお、この場合の受験又は受講に係る費用は、試験センターが負担します。
- 試験センターから、対象者6名に対して、ご迷惑をおかけしたことに対してお詫びするとともに、上記の対応をご本人に説明しました。その結果、
 - ① 6名中3名の方については「第26回の筆記試験前日までに3年以上の介護等の業務に従事した実務経験」があることが確認されたため、実技試験免除の資格を満たしているものとして取り扱うとともに、
 - ② 他の3名の方については、ご本人の希望により、今後開催される介護技術講習会を受講していただくこととしています。

4. 再発防止策

- 今回の事案を受け、第26回試験以外の試験において、旧福祉系高校ルートで実務者研修を修了し、実技試験免除を申請した受験者がいなかったことを確認するとともに、実技試験免除について、類似の誤りがないことを確認しました。
- 今回の事案について厚生労働省に報告するとともに、次の対策を講じ、再発防止に努めます。
 - ① 職員に対し、受験資格や実技試験免除要件等の研修を行い、法令等の正しい理解に努めます。
 - ② 業務のマニュアルを見直し、適切な受験申し込みの審査体制に資することとします。
 - ③ 受験申し込みの審査に当たって、複数の職員で確認するチェック体制を確立します。
 - ④ 受験の手引、受験申込書、ホームページの記載を工夫し、受験資格や実技試験免除の要件を分かりやすくします。
 - ⑤ 電算システムを改善し、受験資格と実技試験免除要件の組み合わせでエラーがあると警告を表示できるようにし、システム上ミスが起こり得ないようにします。

5. 処分

- 今回の事案を受け、試験センターにおいては、理事長及び常務理事を減給1月（1割）の処分とする予定です。

(参考 1) 介護福祉士国家試験の受験資格と実技試験免除の要件

介護福祉士国家試験受験資格

- ① 3年以上介護等の業務に従事した方
- ② 旧カリキュラム福祉系高校を卒業した方（平成 20 年度以前入学者）
- ③ 特例福祉系高校を卒業し、9 カ月以上介護等の業務に従事した方（平成 21 年度以降入学者）
- ④ 新カリキュラム福祉系高校を卒業した方（平成 21 年度以降入学者）

実技試験の免除

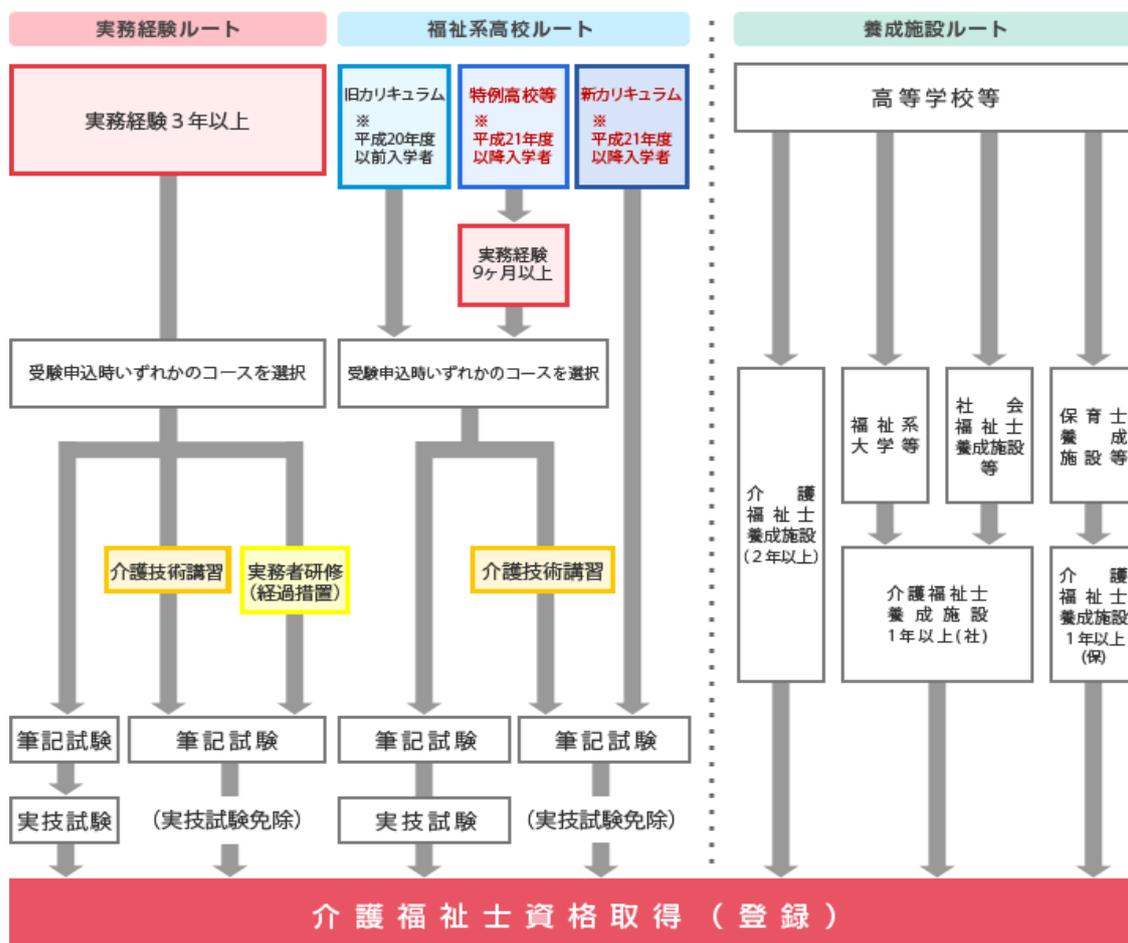
- ① 介護技術講習（32 時間）

介護福祉士養成施設等が実施する「介護技術講習」を受講し、修了認定を受けた方は、受験申込時の申請により、「実技試験」が免除されます。

- ② 実務者研修（450 時間）

「実務経験 3 年以上」で、平成 24 年度以降に実務者研修を受講し修了した方は、受験申込時の申請により、「実技試験」が免除されます。（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令第 132 号)第 2 条による経過措置）

※ 第 29 回試験から、実務経験ルートによる受験資格は、「3 年以上介護等の業務に従事」かつ「実務者研修を修了した方」となります。



(参考2) 介護技術講習と実務者研修の教育課程

介護技術講習		
項目	内容	時間数
(1) 介護過程の展開	①介護における目標等の講義 ②事例に基づく介護過程に関する講義及び演習	6
(2) コミュニケーション技術	コミュニケーションの技法に関する講義及び演習	2.5
(3) 移動の介助等	①社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習 ②安楽と安寧の技法に関する講義及び演習	6
(4) 排泄の介助	排泄の介助に関する講義及び演習	4
(5) 衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助に関する講義及び演習	3
(6) 食事の介助	食事の介助に関する講義及び演習	3
(7) 入浴の介助等	①入浴の介助に関する講義及び演習 ②身体の清潔の介助に関する講義及び演習	4
(8) 総合評価	(1)から(7)までの講習内容の修得に係る評価	3.5
	合計	32

実務者研修	
教育内容	時間数
領域 人間と社会	40
人間の尊厳と自立	5
社会の理解Ⅰ	5
社会の理解Ⅱ	30
領域 介護	190
介護の基本Ⅰ	10
介護の基本Ⅱ	20
コミュニケーション技術	20
生活支援技術Ⅰ	20
生活支援技術Ⅱ	30
介護過程Ⅰ	20
介護過程Ⅱ	25
介護過程Ⅲ(スクーリング)	45
領域 こととからだのしくみ	170
発達と老化の理解Ⅰ	10
発達と老化の理解Ⅱ	20
認知症の理解Ⅰ	10
認知症の理解Ⅱ	20
障害の理解Ⅰ	10
障害の理解Ⅱ	20
こととからだのしくみⅠ	20
こととからだのしくみⅡ	60
領域 医療的ケア	50
医療的ケア	
合計	450

(参考3) 介護技術講習と実務者研修の評価

介護技術講習	実務者研修
<p>(通知) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正について (抜粋)</p> <p>介護技術講習実施要領</p> <p>2 介護技術講習に関する事項</p> <p>(10) 総合評価は、介護技術講習の課程修了の認定に係る判断の根拠の一つとなるものであることから、<u>介護技術講習を通じて受講者が介護等に関する専門的技術を修得したかについて、適正に評価を行うこと。</u></p>	<p>(事務連絡) 実務者養成施設の介護過程等の教育内容における留意点について (抜粋)</p> <p>介護過程Ⅲ (スクーリング)</p> <p>留意点</p> <p>②介護技術の評価</p> <p>利用者の状態に応じた、根拠に基づく介護技術があるかどうかを、<u>技術演習、評価項目、口頭試問等により、網羅的に知識・技術を評価する。</u></p>

(参考4) 参照条文

○社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）

（介護福祉士試験）

第四十条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて三年以上（専攻科において二年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

二 三年以上介護等の業務に従事した者

三 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

3 （略）

附 則 抄

（介護福祉士試験の受験資格の特例）

第二条 第四十条第二項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上（専攻科において二年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であつて、九月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。

2 （略）

附 則 （平成19年12月5日法律第125号） 抄

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第二号に規定する要件に該当する者は、第二条の規定による改正後の同法第四十条第二項の規定にかかわらず、介護福祉士試験を受けることができる。

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年12月15日厚生省令第49号）

（介護福祉士試験）

第二十二條 介護福祉士試験は、筆記及び実技の方法により行う。

2 実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けることができる。

3 法第四十条第二項第一号に規定する者については、実技試験を免除する。

4 法第三十九条第一号から第三号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設の設置者が法第二条第二項に規定する介護等（次条において「介護等」という。）に関する専門的技術について行う講習であつて、第二十三条の二第一項各号に掲げる要件を満たすものとして、あらかじめ届け出られたもの（以下「介護技術講習」という。）を修了した者については、その申請により、介護技術講習を修了した日後引き続いて行われる次の三回の実技試験を免除する。

附 則 （平成23年10月21日厚生労働省令第132号）

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第二十二條第三項の規定による実技試験の免除は、三年以上介護等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下この条において「法」という。）第二条第二項に規定する「介護等」という。）の業務に従事した者であつて、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百五号）附則第二条第二項の規定による指定を受けた同法第三条の規定による改正後の法第四十条第二項第五号に規定する学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものについては、この省令の施行前においても、新規則第二十二條第三項の規定の例により行うことができる。